

**議案第 83 号 三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**【趣 旨】**

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年法律第 52 号。以下「法」という。）の施行に伴い、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」（昭和 32 年政令第 283 号）が改正されるため、本件条例についても規定の整備を行うもの。

**【関係法令】**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 32 年政令第 283 号）第 4 条

**【内 容】**

法附則第 10 条により、婦人補導院法（昭和 33 年法律第 17 号）の廃止が行われていることから、本件条例第 6 条第 1 項各号を削除し、規定の整備を行うもの。

**【施行期日】**

令和 6 年 4 月 1 日

**【予算措置】**

なし

**【その他】**

なし